

栃木県における再犯防止の取組



とちまるくん

栃木県のマスコットキャラクター。
現在、「栃木県元気ニコニコ室長」として活躍中！

令和5(2023)年7月7日

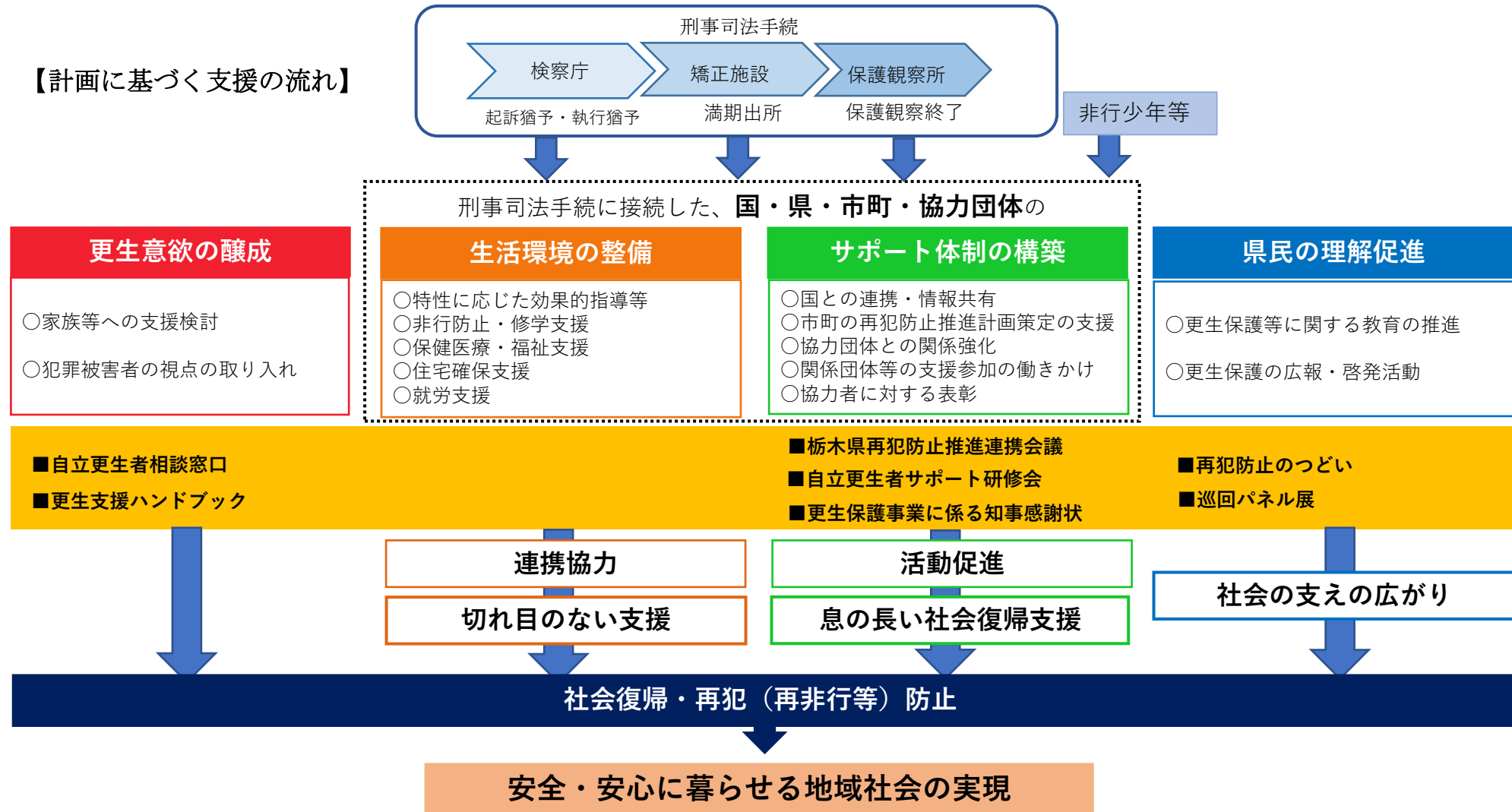
栃木県 生活文化スポーツ部 くらし安全安心課

栃木県再犯防止推進計画の概要

○令和2(2020)年2月に策定 【計画期間：令和2(2020)年度～令和6(2024)年度】

○対象者：「犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年だった者」のうち、更生への思いがある人（**自立更生者**）

【計画に基づく支援の流れ】



栃木県再犯防止推進計画に基づく令和5(2023)年度の事業について

地域において自立更生者の社会復帰を支援することができるよう、地域再犯防止推進交付金を活用しながら、県民の再犯防止に関する理解促進や連携協力のネットワークづくりを行っています。

◇栃木県再犯防止推進連携会議の開催

構成員：国（保護観察所・矯正施設等）、市町、民間支援団体（栃木県就労支援事業者機構・栃木県保護司会連合会等）、庁内関係部門（福祉、住宅、修学・就学等）

◇自立更生者サポートに係る研修会の開催

参集者：連携会議構成員及び自立更生者の社会復帰支援に携わる関係者（市町担当課以外の福祉課職員、保護司等）

◇社会復帰支援のための相談窓口の運営（別掲）

◇更生支援ハンドブックの作成・配布（別掲）

◇再犯防止のつどい

日時：令和5(2023)年10月20日（金） 於栃木県庁
内容：講演会、展示会（刑務所作業製品の展示販売・パネル展）

◇更生保護活動の普及啓発のための巡回パネル展の開催

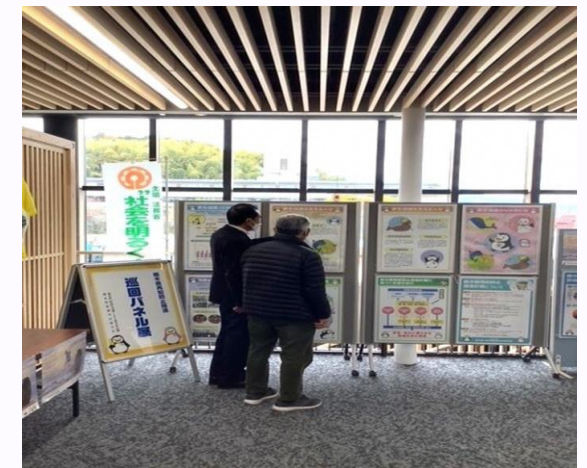
県内市町の庁舎を巡回し、罪を犯した者の立ち直りへの理解促進を図るための啓発活動
開催場所：県内7市町庁舎

◇更生保護事業に係る知事感謝状

R4再犯防止のつどい（展示会）の様子
（於栃木県庁）



R4巡回パネル展の様子



社会復帰支援のための相談窓口(委託事業)

満期出所者や保護観察終了者、親族等が就労その他様々な理由で思い悩んだときには、更生保護活動のベテランである保護司が、特別相談員として話を伺い、適切なアドバイスや関係機関への取次ぎなど、寄り添った支援を行います。 ※令和2(2020)年度から実施。

委託先

栃木県保護司会連合会

委託内容

自立更生者やその親族等からの社会復帰後の相談業務

◇相談員

栃木県保護司会連合会に所属する保護司が「特別相談員」として実施。

◇連絡先

元担当保護司又は地域の各保護司会、栃木県保護司会連合会

◇相談方法

対面、電話等

(参考) 令和4(2022)年度実績 26件

更生支援ハンドブックの作成・配布

自立更生者が各種行政サービスを円滑に受けることができるよう、相談窓口（支援機関連絡先一覧）が載ったハンドブックを作成し、対象者に配布しています。
※令和2（2020）年度から作成。県HPにもデータ掲載。

配布先

- ◇保護観察終了者へ保護観察所を通じて保護司から配布
- ◇満期出所者へ矯正施設（県内3箇所）から配布
- ◇市町、関係機関・団体等へ配布
（作成数：550部、作成協力：宇都宮保護観察所）



◇このハンドブックの使い方について◇

このハンドブックは、更生を目指す皆さんの「道しるべ」として、自らの決意、今後の目標を確認するとともに、現在、こままっていることを整理し、安心して必要なサポートを受けていただくために、活用してください。国、県、市町、関係機関・協力団体は、連携してサポート体制を構築していきますので、お気軽にお問い合わせください。

◇目次◇

更生を自指し再出発する皆さんへ	1
協力雇用主・自立更生者の声	2
更生の決意・今後の目標	4
こままったときには	5
あなたを支える連携体制（支援機関連絡先一覧）	7
相談メモ	12
橋本頼くらし安全安心課からのお知らせ	14

【こままったときには】

【仕事①】
◆自分に合った仕事が見つからない（今の仕事が合わない）。
⇒合わない理由は何か。
仕事の内容、上司、同僚、雰囲気、勤務時間、通勤距離、・・・ハローワークでは、広い分野から希望に添った仕事を探すことが可能となっており、履歴の開示・非開示も選べますので、安心して相談してください。
また、更生に理解のある協力雇用主を紹介することも可能です。

【仕事②】
◆面接、上司と口論になってしまった（又は言えなくてつらい）。
⇒口論の内容は業務上のことでしょうか。
個人的なことや人格否定、罵詈雑言は許されません。業務上の命令、指示であっても、過大な要求、必要な情報を教えないなど、パワーハラスメントに該当する場合があります。
社内に相談窓口が設置されている場合もありますが、苦情、紛争を取り扱う機関もありますので、是非御相談ください。（秘密厳守）

【仕事③】
◆仕事に行きたくない、辞めたい。
⇒行きたくない（辞めたい）理由は何でしょうか。
仕事に合っていないと思う場合は【仕事①】を参考にしてください。働いてみたら話が違ふなど、賃金や労働条件のことであれば書面でもよく確認しましょう（もらっていない場合は要求できます。）。辞める場合でも整理すべきことがありますので、ハローワーク、労働基準監督署、紛争取扱機関などに相談するほか、一般的な相談窓口にも御相談ください。→【生活③】

- 5 -

掲載している支援機関

- ◇仕事
（職業相談、職業紹介、賃金・労働、就労支援、障害者就業・生活支援等）
- ◇修学・就学支援関係
- ◇保健医療・福祉関係
- ◇住居関係
- ◇再犯防止推進窓口
- ◇更生保護再犯防止協力団体
- ◇更生保護サポートセンター